

# 京都市こころの健康づくりに関する意識調査に係る 委託事業者選定プロポーザル実施要項

京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室

本市におきましては、自殺対策を総合的に推進するため、国の「自殺対策基本法」及び「自殺総合対策大綱」を踏まえ、「きょう いのち ほっとプラン—京都市自殺総合対策推進計画〔改定〕—」（計画期間：平成29年度～令和3年度）を策定しています。

本計画期間が令和3年度で終了することから、次期計画の策定に向けて、こころの健康や自殺に関する市民の意識や自殺対策のニーズを把握するとともに、これまでに実施した調査結果との経年比較を行い、自殺対策をはじめとしたこころの健康づくりに関する今後の本市施策の在り方を検討する基礎資料として活用するため、本調査を実施します。

つきましては、本調査の実施業務について、公募型プロポーザルにより、受託候補者の選定を実施するため、下記のとおり提案を募集します。

## 記

### 1 委託業務の概要

#### (1) 名称

京都市こころの健康づくりに関する意識調査

#### (2) 委託内容

「京都市こころの健康づくりに関する意識調査に係る委託業務仕様書」 **〔別紙1〕** のとおり

#### (3) 委託期間

委託締結日～令和3年3月31日

#### (4) 委託金額の上限

金3,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 2 プロポーザル参加資格

本プロポーザルへの参加資格については、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
- (5) 本市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者であること。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (8) 過去5年以内において類似の業務を受注し、実施した実績を有すること。

### 3 応募手続等

プロポーザルに応募する者は、次のとおり、参加表明書、企画提案書等を提出してください。（提出先は、後記「9 問合せ及び提出先」のとおり）

#### (1) 参加表明書等の提出

次の書類を期限までに提出してください。

##### ア 提出書類

(ア) 参加表明書 (別紙2)

(イ) 事業者概要が分かる書類 (パンフレット等)

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 令和2年6月24日(水)午後5時30分厳守

エ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、提出期限内必着で書留郵便に限る。)

#### (2) 企画提案書等の提出

「京都市こころの健康づくりに関する意識調査に係るプロポーザル企画提案書等作成要領」(別紙3)に基づき、次の書類を提出してください。

##### ア 提出書類

(ア) 参加表明書(写) 【別紙2】の写し】

(イ) 企画提案書(様式は任意)

※ 業務実施計画(スケジュール)、業務実施体制、WEB回答ページの作成手法、調査結果の分析手法、調査票の回収率向上のための方策等については必ず明記すること。

(ウ) 見積書及び経費内訳書(様式は任意)

(エ) 過去に行った意識調査の実績(様式は任意)

※ 自殺対策に関するものに限らない。他都市での実施分を含む。

イ 提出部数 6部

ウ 提出期限 令和2年7月1日(水)午後5時30分厳守

エ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、提出期限内必着で書留郵便に限る。)

### 4 本件に関する質問期限及び回答

本プロポーザル参加に関して質問がある場合は、次のとおり電子メールで受け付けます。

#### (1) 質問期間

令和2年6月24日(水)午後5時30分厳守

※ 質問期限後の質問は、一切受け付けません。

#### (2) 質問方法

後記「9 問合せ及び提出先」に電子メールで問い合わせることとし(様式は任意)、面談又は電話等での質問は、一切受け付けません。

#### (3) 回答日及び回答方法

原則として令和2年6月29日(月)までに、参加表明書の提出のあった者全員に対し、質問事項及びその回答を電子メールで通知します。

### 5 企画提案書等に関するプレゼンテーション

#### (1) 日時

令和2年7月7日(火) (予定)

(2) 場所

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 室内会議室（予定）

(3) 方法

説明時間は30分以内（質疑応答を含む）とし、説明に用いる資料は事前に提出された企画提案書のみとします。当日の資料追加は認めません。

※ 時間及び場所の詳細については、別途連絡します。

6 受託候補者の選定に関する審査基準

(1) 選定方法

企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容について、次の者が、(2)の審査基準に基づき、審査します。

障害保健福祉推進室社会参加推進課長	こころの健康増進センター相談援助課長
障害保健福祉推進室企画課長	こころの健康増進センター相談援助課担当係長
障害保健福祉推進室精神保健福祉係長	

(2) 評価基準

次の表の各評価項目について、各審査者が、2点から10点まで2点単位の5段階評価を行い、50点満点で評価します。

評価項目	評価事項	配点
①社会福祉分野での業務実績	・社会福祉分野の調査分析について業務実績があるか。また、その内容は、本事業の実施に効果的に反映できるものか。	10
②事業の実施体制	・事業を適正かつ着実に実施できる体制が整っているか。 ・事業を遂行するにあたり、本市と常に連絡・協議できる体制が整っているか。 ・個人情報保護に対する適切な措置が講じられているか。	10
③事業の実施計画	・事業趣旨を正しく理解し、事業目的に沿った計画となっているか。 ・事業内容に具体性、専門性、実現性が備わっているか。 ・事業実施に対する意欲が旺盛か。 ・事業に見合った人員体制が計画されているか。	10
④事業実施分野における専門性	・他都市等の調査事業や情報を収集し、関連分野の業務知識を有していると認められ、効果的な課題、データ等の分析が可能か。	10
⑤事業の経済性等	・事業の実施に必要な経費等が適切に見積もられ、事業内容、効果等から見て適切な範囲であるとともに、予算額の範囲内か。 ・市内中小企業であるか。	10
配点計		50

(3) 受託候補者の選定等

各審査者の採点結果の小計の平均が一定点数（平均35点）以上を満たす者のうち、最も優れていた者を受託候補者として選定します。（参加者が1団体の場合、採点結果が一定点数（平均35点）以上を満たし、本業務を実施し得る能力を満たすと判断した場合は、その団体を受託候補者として選定します。）

また、契約の締結まで、応募者は選考委員会の委員との接触や利益供与等は禁止します。

#### (4) 審査結果通知等

審査結果については、令和2年7月14日（火）までに全ての応募者に対して文書で通知するとともに、ホームページにおいて、参加した事業者及び評価点を公表します。

なお、審査結果についての異議申立は受け付けません。

### 7 契約の締結

審査の結果、選定された受託候補者と契約内容について協議を行い、契約条件について合意した後に契約を締結します。ただし、やむを得ない事情で受託候補者と契約ができなくなった場合は、採点結果が一定点数以上の者のうちから、評価点の高かった者の順に協議を行い、契約の相手方を決定します。

### 8 留意事項

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とします。
- (2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出されたすべての書類等は返却しません。
- (4) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は、一切受け付けません。
- (5) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- (6) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。

### 9 問合せ及び提出先

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394 Y・J・Kビル3階

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 精神保健福祉担当（近藤，長野）

電話：075-222-4161

FAX：075-251-2940

メール：[syogai@city.kyoto.lg.jp](mailto:syogai@city.kyoto.lg.jp)

### 10 スケジュール

日時	内容
令和2年6月24日（午後5時30分まで）	参加表明書受付締切
	質問受付締切（6年29日までに回答）
令和2年7月1日（午後5時30分まで）	企画提案書受付締切
令和2年7月7日	プレゼンテーション
令和2年7月14日	受託者決定
令和2年7月下旬	契約締結（業務委託開始）

※ スケジュールは大体のものであり、状況によって前後する可能性があります。